別記様式第三の九（第七条の九関係）

放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者
　下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
2　納付命令の内容
　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
3　納付命令の理由
　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。
　なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年 5月26日

埼玉県公安委員会

弁明通知書番号	弁明通知書番号
43-101-260322-007002	
43-103-260223-025006	
43-103-260308-815039	
43-103-260312-814700	
43-103-260314-024007	
43-103-260317-025006	
43-104-260309-030015	
43-105-260326-830832	
43-108-260309-043005	
43-130-260331-600701	
43-133-260326-044006	
43-137-260327-019004	
43-137-260410-019003	

別記様式第三の九（第七条の九関係）

放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2　納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3　納付命令の理由

弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年 5月26日

埼玉県公安委員会

弁明通知書番号
43-101-260319-005002
43-103-260316-025006
43-104-260310-030012
43-105-260322-035003
43-105-260326-830834
43-109-260330-048011
43-110-260313-050005
43-110-260319-818717
43-111-260328-051006
43-130-260405-600702
43-132-260326-039003

弁明通知書番号

別記様式第三の九（第七条の九関係）

放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者
　下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
2　納付命令の内容
　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
3　納付命令の理由
　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。
　なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年 5月26日

埼玉県公安委員会

弁明通知書番号	弁明通知書番号
43-101-260317-006001	
43-101-260329-007004	
43-102-260307-020006	
43-103-260321-024009	
43-105-260227-036016	
43-105-260325-036006	
43-105-260405-035009	
43-106-260315-015006	
43-107-260317-040004	
43-109-260329-048012	
43-131-260331-071004	
43-131-260331-071006	
43-133-260408-829042	
43-135-260322-011009	

別記様式第三の九（第七条の九関係）

放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者
　下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
2　納付命令の内容
　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
3　納付命令の理由
　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。
　なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年 5月26日

埼玉県公安委員会

弁明通知書番号	弁明通知書番号
43-101-260329-005008	43-108-260311-043003
43-101-260401-005006	43-109-260308-048008
43-101-260404-006002	43-110-260325-818708
43-103-260218-024004	43-112-260326-053014
43-103-260315-024014	43-112-260330-053007
43-105-260317-830507	43-126-260327-061002
43-105-260318-035008	43-131-260305-003005
43-105-260321-035011	43-131-260317-071005
43-105-260327-036012	43-131-260404-003007
43-105-260328-830762	43-133-260404-045006
43-105-260401-035007	43-135-260316-012006
43-105-260403-035004	43-138-260331-009002
43-105-260404-035005	43-139-260403-016003
43-105-260404-830847	
43-105-260405-830789	
43-105-260405-830871	
43-105-260406-823240	
43-105-260409-830880	
43-105-260411-035006	
43-106-260213-004001	

別記様式第三の九（第七条の九関係）

放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者
　下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
2　納付命令の内容
　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
3　納付命令の理由
　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。
　なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年 5月26日

埼玉県公安委員

弁明通知書番号	弁明通知書番号
43-101-260324-007009	
43-103-260228-025005	
43-103-260318-024014	
43-105-260410-830978	
43-109-260321-048008	
43-110-260311-049011	
43-111-260402-052009	
43-112-260326-053011	
43-119-260411-058002	
43-126-260402-061003	
43-131-260401-003004	
43-133-260309-044005	
43-135-260316-012004	
43-135-260322-011006	
43-137-260403-018007	

別記様式第三の九（第七条の九関係）

放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2　納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3　納付命令の理由

弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年 5月26日

埼玉県公安委員会

弁明通知書番号	弁明通知書番号
43-105-260314-035007	
43-105-260315-035009	
43-105-260320-035001	
43-105-260331-035007	
43-106-260318-014002	
43-108-260325-043026	
43-108-260326-043003	
43-108-260326-043012	
43-111-260411-052002	
43-126-260328-062004	
43-131-260403-003003	
43-131-260407-003001	
43-133-260226-816594	
43-134-260402-029001	
43-135-260208-012004	
43-135-260214-012007	
43-138-260326-010002	
43-139-260317-017006	